

徳島県個人情報保護審査会答申第59号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年6月2日（同月3日受理）、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日〇時〇分（南部総合県民局）に措て、産業交流部阿南からH〇. 〇. 〇（請願）に対する回答を貰う。1. 〇〇〇に関しては（〇〇〇）関しては使わない。2. 改良区に対しては措置命令（H〇. 〇. 〇総代会議事録事実を確認）しても出さない。3. 〇〇〇の件及び、うそを言っても構わない件、等を含む回答の為の協議録。（産業交流部農村保全阿南）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年6月9日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、概

ね次のとおりである。

私に係る件で県は、国と協議していながら、何らかの書類があるはずで無いのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件請求に係る個人情報開示請求書では、該当する保有個人情報の内容を「H○. ○. ○日○時○分（○○○県民局）に措て、産業交流部阿南からH○. ○. ○（請願）に対する回答を貰う。1. ○○○に関しては（○○○）関しては使わない。2. 改良区に対しては措置命令（H○. ○. ○総代会議事録事実を確認）しても出さない。3. ○○○の件及び、うそを言っても構わない件、等を含む回答の為の協議録。」としている。

請求内容にある「H○. ○. ○（請願）」とは、審査請求人が○○○と徳島県知事に対して提出した平成○年○月○日付けの○○○土地改良区に対し、土地改良法に基づく○○○を請願するという趣旨の請願書（以下「本件請願書」という。）のことである。

本件請求は、平成○年○月○日、南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）から審査請求人に対して行った本件請願書に対する回答に関し、回答を行うために協議をした協議録及び平成○年○月○日、審査請求人に回答を行った際の対応の記録の開示を求めたものである。

審査請求人から、産業交流部（阿南）に対して、本件請願書に対する回答を求められていたため、産業交流部（阿南）において、事前に回答内容の確認をしたが、回答する内容は、幾度も審査請求人に伝えてあったこれまでの説明内容と変わらないことを確認しただけであったことから、文書を作成する必要はないと判断したため、協議録は作成していない。

また、平成○年○月○日、南部総合県民局（阿南）において、審査請求人に、産業交流部（阿南）の担当者が対応したが、上司に口頭による報告を行ったのみであり、対応の記録については作成した事実はない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報には存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に南部総合県民局において、産業交流部（阿南）から審査請求人に対して行った本件請願書に対する回答等に関し、回答をするに当たって事前に行った協議の記録及び審査請求人に対する、同日の産業交流部（阿南）の対応の記録と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、審査請求人から産業交流部（阿南）に対して、本件請願書に対する回答を求められていたため、産業交流部（阿南）において、事前に回答内容の確認をしたが、回答する内容は、審査請求人に対し、これまで説明してきた内容と変わらないということを確認しただけのものであり、文書を作成する必要はないと判断したとのことである。

また、平成〇年〇月〇日の産業交流部（阿南）の担当者と審査請求人との対応内容に関しても、上司に口頭による報告を行ったのみであるとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、協議内容の記録及び対応の記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ 本件請願書に対する回答にあたり、産業交流部（阿南）において事前に回答内容の確認はしたが、これまで審査請求人に説明してきた内容と同様であることから、回答するに当たって事前に行った協議の記録を作成していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。また、平成〇年〇月〇日の産業交流部（阿南）の担当者と審査請求人との対応の記録についても、必ずしも文書を作成する義務はないため、対応の記録を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在的を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 6日	諮 問
5月24日	審 議 (第90回審査会)
6月28日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第91回審査会)
7月27日	審 議 (第92回審査会)
9月 7日	審 議 (第93回審査会)
10月16日	審 議 (第95回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者